

Q

## クラウドソーシングとは

このたび当社は、創業5周年を機にホームページをリニューアルするとともに、当社のロゴマークを作成しようと考えています。知人から、これらの業務をクラウドソーシングによって行うとよいと勧められていますが、クラウドソーシングとはどのようなものなのでしょうか。



A

クラウドソーシングとは、インターネット上で不特定多数の人に業務委託をして、受託者の募集等を行うことをいいます。

専門業者に委託するアウトソーシングとは違って、専門業者ではない不特定多数のクラウド（crowd：群衆）に業務を委託することが最大の特徴で、データ処理やアイデア発案、レビュー投稿など多くの場面で活用されています。

クラウドソーシングの大まかな流れは以下のとおりです。

- ① クラウドソーシングの運営サイトに仕事を発注
- ② 複数の受託希望者の提案を確認し、受注者を選定
- ③ 発注
- ④ 納品・支払

クラウドソーシングは、業務や課題を、不特定多数のクラウドに発注・募集等することによって、クラウドの知的労働力を広く調達することができるサービスとして注目されています。

Q

## 遺言による事業の承継

遺言で次男に事業を承継させようと考えていますが、できるのでしょうか。その際の留意点を教えてください。



A

遺言により事業を承継させることのポイントは、いかに事業関連の財産を後継者に相続させるかということですが、そのネックとなるのが、遺留分侵害額請求です。

法定相続人には、他の者への遺言や生前贈与などにより自身が相続する財産が減少した場合、最低保証枠までの相続分、すなわち遺留分が認められています。この遺留分を有する者（遺留分権利者）が受遺者・受贈者に対して遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することを遺留分侵害額請求といいます。

また、配偶者の税額軽減という相続税の税額軽減措置も考慮する必要があります。

配偶者の税額軽減とは、配偶者の法定相続分までの相続財産に対する相続税について軽減されることにより、相続税の負担なく相続することを可能にする措置です。例えば、妻と子が法定相続人の場合には、妻の法定相続分は2分の1ですので、相続税の負担を考えると、2分の1の財産は妻が相続したほうが税制上有利となります。被相続人の財産のうち、事業関連の財産が2分の1をこえる場合には、妻にも事業用資産を相続させたほうが二次相続を考慮しても相続税の負担が小さくなる可能性があります。

以上のことから、ご質問のように遺言により事業を承継させる場合には、遺留分を考慮しても事業関連財産のすべてが次男に承継できるかを検討し、さらに、相続税の負担を考慮すると妻へも事業関連財産を承継させたいうえで、妻もその事業関連財産を次男に相続させる旨の遺言を作成することを検討する必要があります。

参考

民法1042条、相続法19条の2

[資産]

Q

## 定年後の再雇用や定年延長などのポイント

当社では、定年後の再雇用や定年延長などの採用を考えていますが、どのような点に注意する必要がありますか。



A

少子高齢化の急速な進展に伴い、今後労働力人口の減少が見込まれる中で、我が国経済の活力を維持するためには、高い就労意欲を有する高齢者がその知識・経験を生かし、社会の支え手として活躍し続けることが重要です。

そのため、事業主は、定年後の再雇用や定年延長を行っていくために、それぞれの企業の実情に応じて、労使間で十分な協議を行いつつ、次の諸条件を整備する必要があるとされています。

### ① 募集・採用にかかる年齢制限の禁止

労働者の募集・採用に当たっては、労働者の一人ひとりに、より均等な働く機会が与えられるよう、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律において、募集・採用における年齢制限が禁止されているが、高年齢者の雇用の促進を目的として、60歳以上の高年齢者を募集・採用することは認められている。なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則1条の3第1項各号に該当する場合であって、上限年齢を設定するときには、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律18条の2に基づき、求職者に対してその理由を明示する。

### ② 職業能力の開発および向上

高年齢者の有する知識、経験等を活用できる効果的な職業能力開発を推進するため、必要な職業訓練を実施する。その際には、公共職業能力開発施設・民間教育訓練機関において実施される職業訓練も積極的に活用する。